

発議第8号

米原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項および米原市議会会議規則（平成30年米原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、上記の議案を提出する。

令和3年12月2日提出

米原市議会議長 礒谷 晃 様

議会運営委員会委員長 後藤 英 樹

提案理由

米原市議会議員の議員報酬等の在り方に関する審議会の答申に基づき、政務活動費の議員一人当たりの支給額を年12万円から年14万4,000円に変更するため、この案を提出する。

米原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

米原市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年米原市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項および第 5 条第 1 項中「12 万円」を「14 万 4,000 円」に改める。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

米原市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(会派に対する政務活動費の交付額等)</p> <p>第4条 会派に対する政務活動費は、年度につき <u>14万4,000円</u> に、当該年度の初日における当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。</p> <p>2～6 略</p> <p>(議員に対する政務活動費の交付額等)</p> <p>第5条 議員に対する政務活動費は、年度につき <u>14万4,000円</u> を交付する。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(会派に対する政務活動費の交付額等)</p> <p>第4条 会派に対する政務活動費は、年度につき <u>12万円</u>に、当該年度の初日における当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。</p> <p>2～6 略</p> <p>(議員に対する政務活動費の交付額等)</p> <p>第5条 議員に対する政務活動費は、年度につき <u>12万円</u>を交付する。</p> <p>2～4 略</p>	<p>・米原市議会議員の議員報酬等の在り方に関する審議会の答申に基づき、政務活動費の議員1人当たりの支給額を年12万円から年14万4,000円に変更する。</p>